(十)				
(一)から(九)までに掲げる耐力壁と(十)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(一)から(十)までのそれぞれの種類	(一)から(十)までのそれぞれの本数	(一)から(十)までのそれぞれの間隔	(一)から(九)までのそれぞれの数値と(十)の数値との和（五を超えるときは、五）

一　この表において、ＳＦ四五、ＣＮ五〇、ＣＮ六五、ＣＮＺ五〇、ＣＮＺ六五、ＢＮ五〇、ＢＮ六五、ＧＮＦ四〇及びＳＮ四〇は、それぞれＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）－二〇〇五に規定するＳＦ四五、ＣＮ五〇、ＣＮ六五、ＣＮＺ五〇、ＣＮＺ六五、ＢＮ五〇、ＢＮ六五、ＧＮＦ四〇及びＳＮ四〇を、ＷＳＮは、ＪＩＳ　Ｂ一一一二（十字穴付き木ねじ）－一九九五に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さが、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のものを、ＤＴＳＮは、ＪＩＳ　Ｂ一一二五（ドリリングタッピンねじ）－二〇〇三に適合するドリリングタッピンねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十ミリメートル以上のものを表すものとする。以下表一－二において同じ。

二　(十)に掲げる耐力壁であって、壁の枠組材と筋かいの両端部の短期に生ずる力に対する許容せん断力が一メートル当たり千百ニュートン以下であることが確かめられた場合においては、緊結の方法の欄に掲げる方法によらないことができる。

表一－二

	耐力壁の種類			倍率
		緊結の方法		
		くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔	
(一)	構造用合板等のうち厚さ十二ミリメートル以上の一級若しくは二級又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級、二級又は三級のものに限る。(五)において同じ。）のうち厚さが十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	ＣＮ六五 ＣＮＺ六五	－	壁材の外周部分は五センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	四・八
(二)	構造用パーティクルボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇八（パーティクルボード）－二〇一五に規定する構造用パーティクルボードに限る。以下同じ。）又は構造用ＭＤＦ（ＪＩＳ　Ａ	ＣＮ五〇 ＣＮＺ五〇	－	壁材の外周部分は五センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	四・八

(九)		
(一)から(七)までに掲げる耐力壁と(八)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(一)から(七)までのそれぞれの数値と(八)の数値との和（五を超えるときは、五）	

（新設）

表一－二

耐力壁の種類	倍率
（新設）	
（新設）	